

日本野球連盟（社会人野球）内規

（2021年12月22日）

1. 使用バットについて

日本野球連盟では、社会人野球で使用できる木製バットについて以下のとおりとする。

- (1) 公認野球規則（以下「規則」）3.02によるものとする。ただし、BFJアマチュア野球規則委員会と全日本野球バット工業会との合意に基づくバットでなければならない。

※BFJアマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会の合意に基づくバットとは、所定の位置に「BFJロゴマーク」が押印されているものである。

- (2) 前記(1)のただし書きにもかかわらず日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットについては使用を認める。

※日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットとは、所定の位置に「NPBロゴマーク」が押印されているものである。

- (3) 前記(1)にもかかわらず木片の接合バット及び竹の接合バットの使用を認める。ただし、全日本バット工業会より公示されているブランドのものでなければならない。（全日本バット工業会加盟ブランドはJABAホームページに掲載）

- (4) テーパー部を樹脂等で補強したバットの使用を認める。ただし、規則3.02(c)に記載の範囲内とする。また、前記(1)から(3)のいずれかに該当するものでなければならない。

- (5) 着色バットの使用を認める。ただし、使用できる着色バットは、BFJアマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。

【着色バットに関する運用基準】

アマチュア野球で使用できる着色バットは以下のとおりとする。

- ① 使用を認める着色バットは、黒色・ダークブラウン系、赤褐色系及び淡黄色系とする。
 - ② 木目を目視できるものとする。
 - ③ 拙劣な塗装技術を用いていないものとする。（例えば、ボールに塗料が付着するなど。）
- (6) 前記(3)によるバットについては、着色バットに関する運用基準の②を適用しないものとする。
- (7) バットのグリップエンド以外にチーム名および個人名を表記することはできない。

2. グラブについて

- (1) 投手用のグラブに個人名の刺繍を入れる場合、規則3.02(b)のとおりその色はグラブ本体と同色とする。なお、個人名以外にチーム名および背番号の刺繍入れも認めるが、個人名を含めそれらは親指の付け根部分1ヶ所に限るものとする。また、個人名刺繍は最長でもグラブの親指部分の半分を超えないものとする。
- (2) 投手用グラブのウェッジには、同色であれば背番号のプレス、刻印（レーザー刻印）または切り抜きを認める。ただしその大きさは、縦3.5センチ横3.5センチ以内とする。
- (3) 投手用グラブのはみ出し部の色彩は、グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは革の自然色とする。
- (4) メッシュ入りの投手用グラブについて
 - ①メッシュ入りのグラブを認める。ただし、規則3.07(a)[注]に規定のとおり、本体（捕球面、背面、網）は1色でなければならない。
 - ②メッシュの部分と他の皮の部分の色が異なるグラブおよび他の部分が、たとえば色褪せて本来の色を失ったり、変色したりして明らかに“二色”に変わったグラブは、上記規則に抵触すると判断し、その使用を禁止する。

3. ヘルメットの着用について

- (1) ベースコーチは、攻撃期間中、コーチスボックス内においてヘルメットを着用しなければならない。
- (2) 攻撃期間中、打者および塁上の走者は両耳フラップヘルメットを着用しなければならない。
- (3) 打者、捕手、ベースコーチが使用するヘルメットは、（一財）製品安全協会が定めたSG基準に適合する製品でなければならない。
- (4) 前項にもかかわらず、顔面への投球等により負傷したプレーヤーで、日本野球連盟が承認した場合フェイスガード付きの打者用ヘルメットの使用を認めるが、その使用許可申請及び使用期限を2022年12月31日までとする。

4. 試合から退いたプレーヤーが、ベースコーチになることを認める。（5.10d[注]）

5. 球審によって打ち切りを命じられた試合（コールドゲーム）が正式試合となる規定回数「5回」を「7回」に置きかえて、規則7.01(c)の規定を適用する。〔アマチュア野球内規⑬〕

6. 社会人野球では、各大会の規約・申し合わせ事項等の定めにより次の「延長回に関わる特別規則（タイ・ブレイク）」を適用することができる。

(1) 延長回に関わる特別規則（タイ・ブレイク）

- ①各大会規約等により定められた回の攻撃を完了し、両チームの得点が等しいとき、以降の回の攻撃は、0アウト走者1、2塁の状態から行うこととする。
- ②打者は、前回正規に打撃を完了した打者の次の打順のものとする。
- ③この場合の走者は、前項による打者の前の打順のものが1塁走者、1塁走者の前の打順のものが2塁走者となる。
- ④この場合の代打及び代走は認められる。

(2) チーム及び個人記録

チーム及び個人記録は公式記録とするが、以下に掲げる事項に留意することとする。

①投手成績

- ・規定により出塁した2走者は、投手の自責点とはしない。
- ・完全試合は認めない。
- ・無安打無得点試合は認める。

②打撃成績

- ・規定により出塁した2走者の出塁の記録はないものとする。ただし、盗塁、盗塁刺、得点、残塁等は記録する。
- ・規定により出塁した2走者を絡めた打点、併殺打などはすべて記録する。

7. 「投手が如何なる異物でも、身体につけたり、所持すること」を禁止する規則の適用に際しては「投球に影響を及ぼすようなもの」との解釈とし、監督より申し出があり、審判員が認めたものに限って許可することとする。(規則6.02(c)(7)、同[原注]および[注])

8. 社会人及び大学野球における試合のスピードアップに関する特別規則を遵守する。

9. 審判員の裁定が規則の適用を誤って下された疑いがあるときには、監督だけがその裁定を規則に基づく正しい裁定に訂正するように要請することができる。(規則8.02(b))

10. 監督・プレーヤー等の退場処分について、次のとおりとする。

(1) 退場処分

次の事項に該当し、審判員から退場を宣告された者は、ただちに試合から退き、試合場構内から去るか、あるいはスタンドに座る場合はユニホームを脱ぎ、自チームのベンチまたはブルペンから離れたところに席を取らなければならない。そして、以

後その試合にたずさわることにはできない。

- ①審判員の裁定に対し、暴力行為や暴言、侮辱行為を伴って異議を唱えた場合
(規則6.04(a)(2)、同(4)、8.01(d))
- ②相手チームに対するスポーツマンらしくない言動(極めて悪質な暴言・暴力行為)を行った場合(規則6.04(a)(2)、8.01(d))
- ③打者を狙って投球した場合(規則6.02(c)(9))
- ④極めて悪質で危険なスライディングをした場合(アマチュア野球内規⑩)
- ⑤投球判定(ハーフスイングの判定を含む)に異議を唱えるために、審判員の警告にもかかわらず、審判員に向かってきた場合(規則8.02(a)[原注]、8.02(c)[原注2])
- ⑥審判員の警告が発せられた後、次の行為を繰り返した場合
 - A.打者を狙った投球(規則6.02(c)(9))
 - B.タッグプレイのときの走者の走路をふさぐ危険な行為(アマチュア野球内規⑩)
 - C.投手の禁止事項(規則6.02(c)(2)~(7))に違反する行為

(2) 退場処分の報告

退場を宣告した審判員或いは責任審判員は、その試合の大会主催者および規則審判委員会委員長へ、処分の顛末を記載した報告書を速やかに提出する。

11. 指名打者ルールを使用する。(規則5.11)

以上